平成２６年（フ）第１２３号
群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀4075番地20
債務者　中村ルイスこと　ＮＡＫＡＭＵＲＡ　ＬＵＩＺ　ＣＡＲＬＯＳ　ＳＥＩＴＩ
1　決定年月日時　平成26年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１４６５号
大阪市西区南堀江４丁目28番15号　山下ビル406
債務者　村上　京子
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４８５号
大阪府東大阪市高井田元町２丁目６番６号　リバーライズ永和206号室
債務者　荒木　健二
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６１２号
大阪府枚方市大峰南町13番17号、申立時住所大阪市西淀川区花川１丁目１番３号　エムエヌ・トワ103号室
債務者　田代由記奈
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６２４号
大阪府吹田市垂水町１丁目39番１号
債務者　田中　大貴
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９８２号
大阪府東大阪市菱屋西６丁目３番２―322号
債務者　佐藤真由子
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１１号
山口県宇部市野中２丁目４番21―３号
債務者　岡田　隆幸
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第１１６号
山口県宇部市大字上宇部439番地67
債務者　安藤　未希
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第２２号
沖縄県宮古島市平良字東仲宗根493番地１　オアシティ和202号
債務者　潮　　寿一
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２６年（フ）第１２３号
北海道苫小牧市元中野町２丁目１番27号　レオパレスポピーⅡ104
債務者　前原大次郎
1　決定年月日時　平成26年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第１２８号
北海道苫小牧市末広町１丁目２番22―404号
債務者　伊藤和鶴子
1　決定年月日時　平成26年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第１３０号
北海道勇払郡むかわ町松風３丁目81番地
債務者　谷口　大作
1　決定年月日時　平成26年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第１３３号
北海道苫小牧市日新町５丁目15番２号
債務者　金巻　富枝（旧姓本城）
1　決定年月日時　平成26年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第６１３号
宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑山35番地の３
債務者　我妻　　藍
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６５９号
仙台市太白区羽黒台27番15号
債務者　横山　孝弘
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１３７号
山形市上町４丁目６番24号　多機能ホーム樫の木
債務者　後藤　圭子
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７８号
福島県いわき市泉町６丁目２番地の４　レジデンス24Ｃ202
債務者　梅宮　正年
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
福島地方裁判所いわき支部